

報告第2号

市長専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年2月5日提出

渋川市長 高 木 勉

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和2年10月24日午後0時30分ごろ、渋川市渋川1689番2地先市道中村新町線において、XXXXXXXXXX氏運転の普通乗用車（XXXXXXXXXX所有者同氏）が南に向かって走行中、大崎歩道橋の下を通過した際、同歩道橋から剥離し、落下した塗膜片がフロントガラスに当たり損傷させたので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和2年12月15日

渋川市長 高 木 勉

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉

乙 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX

- (1) 甲は乙に対し、車両修理費224,609円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

224,609円